

横手市勤労者等福祉施設（サンサン横手）指定管理者募集要項

1. 管理・運営施設の概要

- ① 名称 横手市勤労者等福祉施設（サンサン横手）
- ② 所在地 横手市条里二丁目1番15号
- ③ 設置目的等 勤労者等の趣味、教養、文化、研修、スポーツ等様々な講座及び講習会活動の推進を通じて、市民の福祉の充実及び健康維持を図る。
- ④ 規模等
 - ①施設面積 1,051.15㎡
 - ②延床面積 1,043.17㎡
 - ③施設構造 鉄筋コンクリート造平家建
 - ④主な施設内容 多目的ホール、特別会議室、会議室（AV室）、研修室、音楽室、トレーニングルーム、男女更衣室（シャワー付）、情報展示コーナー、事務室（※ティーラウンジ部分は市長から目的外使用許可を受けた者が運営しますので、指定管理者業務から除かれます）

2. 指定管理者が行う業務内容

- ① 管理施設の利用許可に関する業務
- ② 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ③ 管理施設等の維持管理に関する業務
- ④ 管理施設の主催事業に関する業務
- ⑤ 条例で規定されている設置目的を達成するための事業実施に関すること
- ⑥ 上記に掲げるもののほか、施設の管理に関し市長が必要と認める業務

3. 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日まで（5年間）

4. 管理の基準

- ① 市民の平等な利用が確保されること
- ② 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること
- ③ 効率的な管理が行われること
- ④ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること

5. 応募の資格

- ① 法人その他の団体であること
- ② 横手市内に事業所（事務所）を有すること※
※団体を構成員とする連合体（以下「連合体」という。）にあつては、すべての構成員が横手市内に事業所（事務所）を有することを要件とします。
- ③ 団体またはその代表者が次に該当しないこと
 - (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により横手市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない団体
 - (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 横手市における指定管理者の指定の手續きにおいて、その公正な手續きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う団体

6. 管理運営に要する経費

- ① 指定管理者の収入として見込まれるもの
指定管理料、施設利用料、コピー代金、主催事業参加料
- ② 市が負担する経費
大規模改修工事経費・建物火災保険等・駐車場の除雪費・ゴミの収集
- ③ 指定管理者が負担する経費
人件費・報償費・旅費・事務費（消耗品費）・燃料費・光熱水費・修繕費（基準費用額50万円で対応）・通信運搬費・手数料・清掃費・設備保守点検費・警備保安費・軽微な建物修繕費・委託料・建物賠償責任保険料・第三者賠償保険料・備品購入費・除雪費等
- ④ 指定管理料
①－③【（指定管理者の収入として見込まれるもの）－（指定管理者が負担する経費）】により不足額が生じる場合は、市から指定管理料を支払います。
- ⑤ 会計の独立と管理口座
指定管理者は、自身の団体とは独立した会計帳簿及び経理規程を設けるとともに、収入及び支出については、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。
- ⑥ 備品について
施設に配置されている現状の備品を使うものとします。なお、指定管理者が

自己の費用により購入することも可能です。

7. 応募の手続き

① 提出書類（2部）

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 管理に係る収支計画書（様式第3号、年度ごとに作成のこと）
- (4) 団体の定款、寄附行為その他これらに類するものの写し
- (5) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (6) 法人でない団体にあっては、会則等の写し
- (7) 国税及び地方税の納税証明書（納税義務のない団体においては、代表者に係るもの）または納税証明書がない旨及びその理由を記載した申立書
- (8) 団体の経営状況を説明する書類（直近3年分）
- (9) 法人でない団体にあっては、役職を記した会員等名簿
- (10) その他市長が必要と認める書類

② 問合せ及び提出先（担当課）

郵便番号 013-8502 横手市旭川一丁目3番41号

横手市役所商工観光部商工労働課 商業振興係（横手市役所平鹿地域振興局庁舎内）

電話0182（32）2115 FAX0182（32）4021

E-mail shoko@city.yokote.lg.jp

③ 提出期限（締切日）

令和元年9月20日（金） 午後5時15分

8. 募集に関する質問

〈受付期間〉 令和元年7月23日（火）～令和元年9月11日（水）

午前8時30分から午後5時まで（土日は除きます）

〈受付方法〉 担当課へ質問内容をFAXかE-mailで送信してください。

〈回答方法〉 9月11日までに質問のあった団体へFAXかE-mailで回答します。

9. 選定基準及び決定

「横手市公の施設の指定管理者候補者決定基準」により、指定管理者の候補者を決定します。この候補者は直近の市議会に諮られ、議決を得られた後に指定管理者として決定になります。

10. 応募に際しての留意事項

- ① 提出された書類は、提出期限が過ぎた場合には、その内容を変更することはありません。

- ② 応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- ③ 応募に伴う費用は、応募者の負担となります。
- ④ 提出された書類は、返却いたしません。

1 1. 協定書の締結について

横手市と指定管理者に決定した団体とは、その団体が指定管理者として決定した時から直ちに管理内容の詳細を協議し、協定書を締結します。協定書は、基本的に、指定期間全体に共通する事項を定める「基本協定」と、年度ごとに事業内容や委託料等を定める「年度協定」の2段階の協定を締結することとなります。

1 2. 参考資料

- ① 横手市勤労者等福祉施設設置条例（平成17年横手市条例第179号）
- ② 横手市勤労者等福祉施設設置条例施行規則（平成17年横手市規則第164号）
- ③ 横手市勤労者等福祉施設「サンサン横手」管理業務一覧
- ④ 横手市勤労者等福祉施設「サンサン横手」保守管理業務一覧
- ⑤ 横手市勤労者等福祉施設「サンサン横手」備品一覧
- ⑥ 横手市勤労者等福祉施設「サンサン横手」収支実績（H27～H30）及び指定管理に係る基準費用（別紙）
- ⑦ 横手市指定管理者制度に関する運用指針（市HPを参照のこと。）
- ⑧ 横手市公の施設の指定管理者候補者決定基準（市HPを参照のこと。）